

# 貸 金 庫 規 定

## 第 1 条 (契約の締結、契約期間)

- (1) 契約期間は1ヵ年または1ヵ月を単位とし、当初契約期間は、契約日から最初に到来する12月末日（1ヵ月契約の場合は最初に到来する月末日）までとし、契約期間満了日までに借主または当組合から解約の申出をしない限り、この契約は期間満了日の翌日から1年間（1ヵ月契約の場合は1ヵ月間）継続されるものとします。継続後も同様とします。
- (2) 代理人を選任する場合には、所定の申込書に記入の上代理人印鑑届を添えて届出てください。代理人の行為により、借主に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

## 第 2 条 (鍵の保管)

貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は予備鍵として副鍵格納袋に入れ、借主が届出の印章により封印し、当組合が保管します。

## 第 3 条 (使用料)

- (1) 貸金庫の使用料は、当組合所定の料率により1年分（1ヵ月契約の場合は1ヵ月分）を前払いするものとし、毎年1月（1ヵ月契約の場合は毎月）の当組合所定の日に借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約日の属する月を1ヵ月として期間満了の月までの使用料を月割計算により支払ってください。
- (2) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。
- (3) 使用料は、諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は変更月以降最初に継続される契約期間から適用します。

## 第 4 条 (格納品の範囲)

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
  - ① 公社債、株券、その他の有価証券
  - ② 預金通帳、証書、契約証書、権利証、その他の重要書類
  - ③ 貴金属、宝石、その他の貴重品
  - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当組合は、前項各号に掲げるものについても、相当の事由があるときは格納をお断りすることがあります。

## 第 5 条 (貸金庫の開閉等)

- (1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。
- (2) 開庫にあたっては、当組合所定の「貸金庫開扉申込書」に届出の印章により記名押印して提出してください。なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。
- (3) 格納品の出し入れは、当組合所定の場所で行ってください。

## 第 6 条 (届出事項の変更)

- (1) 印章を喪失したとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合、延着しまたは到達しなかったときでも、通常に到達したものとみなします。

## 第 7 条 (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。借主の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

## 第 8 条 (印章、鍵の喪失時等の取扱)

- (1) 印章もしくは正鍵を喪失した場合の貸金庫の開閉は、当組合所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2) 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、

当組合が貸金庫の変更を求めた時は、直ちにこれに応じてください。

#### 第9条 (印鑑照合等)

- (1) 諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開扉その他の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 貸金庫の開閉に使用される鍵について、当組合は、確認する義務を負いません。

#### 第10条 (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当組合の責によらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合は、貸金庫の開扉に応じられないことがあります。このために生じた損害については当組合は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当組合は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責に帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

#### 第11条 (反社会的勢力との取引拒絶)

この貸金庫は、第12条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第12条第3項各号の一にでも該当する場合には、当組合はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

#### 第12条 (解約等)

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当組合所定の手続をしたうえ、貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取り扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合からの解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第1条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
  - ①借主が使用料を支払わないとき
  - ②借主について相続の開始があったとき
  - ③借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
  - ④店舗の改装、閉鎖その他相当の事由があるとき
  - ⑤借主または代理人がこの規定に違反したとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。
  - ①借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ②借主または代理人が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しないもの、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの(以下、これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号の事由に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約したこと  
に相違が発生した場合。
    - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
    - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
    - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
    - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
    - E. 役員または経営に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
  - ③借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
    - A. 暴力的な要求行為
    - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
    - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、

第3条第2項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当組合はこの不足額を明渡しの日第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

- (5) 第1項から第3項の明渡しが3ヶ月以上遅延したときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理もしくは、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当組合は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当組合からの請求がありしだい支払ってください。
- (7) 当組合が解約の通知を届出住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### **第13条 (貸金庫の修繕、移転等)**

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当組合が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

#### **第14条 (緊急措置)**

法令の定めるところにより、貸金庫の開扉を求められたとき、または店舗の火災、格納品の変質等緊急を要するときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開扉し、臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当組合は責任を負いません。

#### **第15条 (譲渡、転貸の禁止)**

貸金庫の使用権は、他に譲渡、転貸または質入することはできません。

#### **第16条 (規定の変更)**

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上



(2020年4月1日改定)